

学校安全の推進に関する有識者会議（令和8年度）第1回 配付資料

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/047/siryo/1412213_00017.htm

記事ページ本文

現在位置

トップ

>

政策・審議会

>

審議会情報

>

調査研究協力者会議等（生涯学習政策）

>

学校安全の推進に関する有識者会議

> 学校安全の推進に関する有識者会議（令和8年度）第1回 配付資料

学校安全の推進に関する有識者会議（令和8年度）第1回 配付資料

1．日時

令和8年8月6日（木曜日）15時00分～（最大2時間半）

2．場所

Zoom利用によるWEB会議

3．議題

座長の選任等について

本有識者会議の検討事項等について

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン検討作業チームについて

その他

4．配付資料

00【議事次第】学校安全の推進に関する有識者会議（第1回）(PDF:52KB)

01【資料1-1】学校安全の推進に関する有識者会議設置要綱 (PDF:161KB)

02【資料1-2】学校安全の推進に関する有識者会議の運営について（案）(PDF:116KB)

03【資料2-1】学校安全の取組について (PDF:1.4MB)

04【資料2-2】本有識者会議の検討事項等（案：たたき台）(PDF:84KB)

05【資料3】学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン検討 作業チームについて（案）(PDF:190KB)

06【資料4】本有識者会議の検討スケジュール（案）(PDF:49KB)

PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。

Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。

（総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）

ページの先頭に戻る

文部科学省ホームページトップへ

学校安全の推進に関する有識者会議（第１回）

日時：令和８年８月６日（木）

15：00～（最大２時間）

場所：Zoom利用によるWEB会議

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

- （１）座長の選任等について
- （２）本有識者会議の検討事項等について
- （３）学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン検討作業チームについて
- （４）その他

3. 閉 会

【配布資料】

- 資料１－１ 学校安全の推進に関する有識者会議設置要綱
- 資料１－２ 学校安全の推進に関する有識者会議の運営について（案）
- 資料２－１ 学校安全の取組について
- 資料２－２ 本有識者会議の検討事項等（案：たたき台）
- 資料３ 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン検討作業チームについて（案）
- 資料４ 本有識者会議の検討スケジュール（案）

学校安全の推進に関する有識者会議設置要綱

令和8年7月15日

総合教育政策局長決定

1. 設置の趣旨

令和4年3月25日に、今後5ヵ年（令和4年度から令和8年度）における学校安全に係る基本的方向性と具体的な方策を示す「第3次学校安全の推進に関する計画」が閣議決定された。

本計画に基づき、安全で安心な学校環境の整備、組織的な取組等を一層充実していくため、「学校安全の推進に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）」を開催し、学校安全の推進の在り方について検討を行う。

特に今回においては、修学旅行や部活動等の校外活動時における事故が相次いで発生したことから、「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」をはじめとしたガイドライン等の見直し、その他必要な措置についての検討を行う。

2. 検討事項

- (1) 学校安全に関する政策の推進に関すること
- (2) その他、学校安全に関する取組状況等の調査・分析に関すること

3. 実施方法

- (1) 別紙の有識者等の協力を得て、上記の検討を行う。
- (2) 本会議の下に、作業チームを置くことができる。
- (3) 必要に応じて、別紙以外の関係者に協力を求めることができる。

4. 実施期間

令和8年7月15日から令和9年3月31日までとする。

5. その他

有識者会議の庶務は、総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室において行う。なお、本要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に際し必要な事項は別に定める。

(別 紙)

学校安全の推進に関する有識者会議 委員名簿

令和8年7月15日現在

小川 和久 東北工業大学総合教育センター 教授

桐淵 博 公益財団法人日本AED財団 理事

坂井 由利子 国分寺市立第十小学校 校長

首藤 由紀 株式会社 社会安全研究所 代表取締役所長

神内 聡 兵庫教育大学 教授

藤田 大輔 大阪教育大学 特任教授

森 涼 学校法人石川義塾学校法人石川高等学校・石川義塾中学校 理事長・校長

森本 晋也 岩手県立図書館 館長

吉門 直子 土佐市教育委員会 教育長

渡邊 正樹 東京学芸大学 特任教授

(※50音順、敬称略)

学校安全の推進に関する有識者会議の運営について（案）

令和8年8月 日

学校安全の推進に関する有識者会議決定

学校安全の推進に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を適切かつ円滑に進めるために以下の事項について定める。

（議事）

第一条 座長は、有識者会議の議長となり、議事を運営する。

- 2 座長に事故があるときは、有識者会議に属する委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（作業チーム）

第二条 作業チームに属する委員及び主査は、座長が指名する。

- 2 主査は、作業チームの会議の議長となり、議事を運営する。
- 3 主査に事故があるときは、当該作業チームに属する委員のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 4 座長は、作業チームの会議に参加することができる。

（会議の公開）

第三条 有識者会議は、原則として公開する。ただし、児童生徒の事故事案等について被害者等の個人情報保護の必要がある場合等、座長が非公開とすることが適当と認める場合は、会議を非公開とすることができる。

- 2 作業チームの会議は、構成員の自由な意見交換を確保するとともに、児童生徒の事故事案に係る非公表の情報等も含めた検討を行う必要があることから、非公開で行い、検討状況を有識者会議に報告する。

（会議の傍聴）

第四条 有識者会議の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室の登録を受けることとする。

- 2 前項の登録を受けた者（第四項において「登録傍聴人」という。）は、座長の許可を受けて、会議を撮影し、又は録画することができる。
- 3 会議の撮影、又は録画を希望する者は、傍聴登録時に登録することとし、会議の撮影又は録画は、次に掲げるところによるものとする。
 - 一 会議の撮影又は録画に際しては、会議の進行を妨げとならないよう、座長又は事務局の指示に従うものとする。
 - 二 スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。
- 4 座長は、登録傍聴人が会議の進行を妨げていると判断した場合には、退席を求める等の必要な措置をとることができることとする。

(会議資料の公開)

第五条 会議資料は、原則として公開する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事概要の公開)

第六条 有識者会議の議事概要は、原則として公開する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(雑 則)

第七条 上記に定めるもののほか、有識者会議の議事の手続その他有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定める。

学校安全の取組について

令和 8 年 8 月 6 日 学校安全の推進に関する有識者（令和 8 年度第 1 回）
総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課

- 1. 校外活動における安全確保**
- 2. 部活動を含む移動時の安全確保**
- 3. 防火防災**
- 4. クマ被害防止**

1. 校外活動における安全確保

学校における校外活動の安全確保の徹底等について（抜粋）

（令和8年4月7日付け 8文科初第58号 文部科学省初等中等教育局長・総合教育政策局長・高等教育局長通知）

- 令和8年3月16日、京都府内の高等学校における校外活動中に生徒に死傷者が出る重大な事故が発生。
- **学校における校外活動を実施するに当たっては、事故防止等に万全の措置が必要。**事故については、現在、その詳細な調査等が進められているところだが、今後の各学校における校外活動の実施に当たり、今回の事故を受け、改めて、**安全の確保のために配慮いただきたい点や教育活動として適切に計画・実施していただくに当たって留意いただきたい点等**を以下のとおり通知。
- **学校の設置者**に対し、**本年度の学校における校外活動の実施に当たり、安全性・実施内容についての確認、必要に応じての見直し**を要請。
- **都道府県知事**に対し、**所轄の私立学校・学校法人において適切な運営がなされるよう、必要な指導・助言**を要請。

学校における校外活動時の安全の確保

- ・各学校の「危機管理マニュアル」の記載内容の点検や、必要に応じた改定
- ・「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」及び同ガイドラインのチェックリストも活用しながら、**各学校の「危機管理マニュアル」に沿った学校における活動の徹底**
- ・修学旅行等においては、**利用する旅客運送の安全確保について、予め確認すること等が重要。**特に修学旅行等において船舶を利用する場合には、**海上運送法の許認可を取得した事業者を選定すべき**

旅行・集団宿泊的行事（※）における留意点

※学習指導要領上、「特別活動」の中の「学校行事」に位置づけられる修学旅行等のこと

- ・実施のねらい、教育的意義を明らかにするとともに、内容や行程等の詳細について、**児童生徒や保護者に対して予め十分な説明の実施。**
- ・事前の実地調査などにより、行程等の確認や現地の最新の情報等の把握に努め、**安全に実施するために必要十分な情報を予め確認**
- ・**引率教職員は、必要十分な体制とするとともに、引率責任者を明確にするなど、その指導組織や事務分担を明らかにし、常に児童生徒を掌握し、秩序ある行動と安全が保てるよう配慮。**引率責任者は、計画作成の中心となり、予期しない事情の変化に際しては、日程、経路、目的地の変更や、引率教員の体制の見直し等、**臨機応変の措置を実施**
- ・関係業者を利用する場合には、**関係業者に過度に依存することなく、学校が主体性をもって安全確保を徹底。**関係業者については、**信用度等を十分に調査したうえで利用し、また、これと不明朗な関係を持つことのないよう厳に注意**
- ・実施に当たっては、**児童生徒への事前の安全指導の徹底**
- ・**学校の設置者においては、各学校に対して、旅行・集団宿泊的行事のもつ意義と留意点についての理解の徹底を図るとともに、各学校が作成した計画について、その日程、目的地、見学先、経路、交通機関等を十分検討し、特に、児童生徒の安全と健康の保持上無理なく適切なものとなるよう必要な指導の実施。**万一、事故等緊急の対応が必要な場合、すみやかな対応がとれる体制の整備

→ 各学校・設置者の取組状況に関し、フォローアップ依頼（令和8年6月26日付け事務連絡）

2. 部活動を含む移動時の安全確保

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和8年6月）概要 ①

令和8年5月、部活動の遠征のためのバスによる移動中に死傷者が出る重大な事故が発生したことを受け、文部科学省と国土交通省は「学校教育等に関する移動の安全確保に向けた連絡会議」を設置し、自動車による移動時の安全確保について対策をとりまとめた。

1. 事故の概要

- 令和8年5月6日、学校法人北越高等学校の部活動の遠征のため、マイクロバスによる移動中に、生徒に死傷者が出る重大な事故が発生
- 事故に至る経緯等については現在も捜査中であるが、北越高校と蒲原鉄道との間で認識が異なっている状況。両者は、当該バスの手配について、事前に見積書や契約書を交わしていなかったと回答

2. 今後の対策

- 教育課程内の活動においては、移動が必要となる場合、原則、公共交通機関、貸切バス等又はスクールバスを利用することが基本。教育課程外その他の活動においても、特に長距離・長時間の移動が必要となる場合、地域の実情も踏まえつつ、利用可能な範囲で、公共交通機関等の利用も含めて移動手段を検討することが重要

（1）ガバナンスの徹底

- 学校の設置者は、学校教育等における移動の安全確保について設置する学校に対して適切に管理運営。学校及び交通事業者等は、安全確保のための措置について、契約内容等の書面での確認を含め、担当者任せにせず、組織として対応
- 学校の管理職は、学校における「安全管理の責任者」であり、学校外で行う部活動を含む学校管理下の校外活動のための児童生徒の引率計画や教職員の出張について、書面等による事前承認を含む安全管理を徹底
- 学校は、児童生徒の校外活動の計画について、書面等により、保護者に対して事前に連絡

（2）適切な事業者選定と契約の透明化・文書化

- 学校は、法令に基づく許可又は登録を受けた交通事業者等であることを確認するとともに、貸切バス事業者安全性評価認定制度を参考にするなど、適切に交通事業者等を選定
- 貸切バス事業者、レンタカー事業者、旅行業者は、事前に学校に対して書類の交付が必要な場合、適切に交付
- 学校、交通事業者等とともに、自動車の利用前に、見積書、契約書等の書面により契約内容（契約主体、内容等）を明確化。契約に関する書面については整理して保存

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和8年6月）概要 ②

（3）レンタカーでの契約の在り方

- 学校は、レンタカーを利用する場合、レンタカー事業者以外の事業者等に依頼せず^{※1}、自らが借受人となってレンタカー事業者と契約を行い、貸渡証を受領し、当日携行
- 学校は、レンタカー契約に際して、実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記するとともに、マイクロバスを借り受ける場合における運行区間、行先、利用者人数、使用目的等を網羅的かつ適切にレンタカー事業者に申請
- レンタカー事業者以外の事業者等は、学校に代わってレンタカーを手配しない^{※1}

※1 法令上の登録を受けた旅行業者等を介してレンタカーを手配する場合を除く。

（4）自家用自動車・レンタカー利用の際における「安全管理チェックシート」の活用

- 学校の教職員は、部活動の遠征等のための生徒の引率に当たって、自家用自動車やレンタカーを使用する場合、「安全管理チェックシート」を参考に、①事前に引率計画や運転者の資格等及び自動車の安全性の確認、②当日出発前に引率の実施や運転者及び自動車の状況に関する確認を行う
- その際、学校の管理職は、引率計画や移動計画等について、書面等による事前承認を徹底

（5）運転者の手配の在り方

- 学校は、自家用自動車やレンタカーの使用の際には、学校自らの責任で、運転者を直接手配すること又は関係法令で認められている事業者等^{※2}に直接依頼し、適切に契約
- 事業者等は、関係法令で認められている場合を除き、運転者の手配の依頼があっても、手配しない
- 学校は、その責任において手配する運転者について、適切かつ有効な運転免許を保有していることや、事故歴・交通違反歴等の懸念事項がないことを事前に確認

※2 自家用自動車管理業者や許可を受けている労働者派遣事業者又は職業紹介事業者等

（6）教職員等の同乗について

- 学校は、児童生徒の発達段階も踏まえつつ、自動車に教職員等（部活動指導員、保護者等も含む。）が同乗することが望ましいことを踏まえ、必要な教職員等を適切に配置

（7）安全意識の啓発・研修等

- 学校の設置者は、学校の管理職や児童生徒の引率において運転者となることが想定される教職員を対象として、安全管理の責任者や運転者としての安全意識の啓発・研修等を実施することが望ましい
- 学校の管理職は、移動の安全確保に関する啓発・研修等への参加に努めるとともに、国土交通省の地方運輸局等においても、教育委員会や都道府県私学担当部局その他校長会・教頭会等が学校の管理職に対して研修を実施する際に、運輸安全マネジメントの啓発を行うなど、研修への協力に努める

*部活動の地域展開による地域クラブ活動についても、適宜読み替えて適用する。

安全管理チェックシート

学校教育等における移動手段の類型と留意事項

移動手段	学校等で使用が主に想定される場面	手配を行う者	運転者	留意事項	
				車両の手配・管理	運転者の手配・管理
貸切バス、タクシー等 A ※スクールバス(事業者所有車両)を含む	・通学 ・教育課程内の活動(修学旅行等) ・教育課程外の活動(部活動) 地域クラブ活動	・学校教職員 ・宿泊を伴う活動であれば旅行業者を通じた手配も想定(管理職の承認) 地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ等	車両を有する事業者の運転者	・法令に基づく許可を受けた事業者であることの確認 ・書面による契約内容の確認 ・乗車前のナンバープレートの色(いわゆる緑ナンバー)の確認 ・貸切バス事業者安全性評価認定制度を参考 <貸切バス> ・運送引受書の受領(契約内容の確認) <タクシー> ・契約内容の確認	
公共ライドシェア(自家用有償旅客運送) B	同上	学校教職員(管理職の承認) 地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ等がスクールバス所有者を介して手配 ※自治体が運営する地域クラブが当該自治体のスクールバスを活用する場合等	自治体等の運送主体が確保した運転者	・法令に基づく登録を受けた事業者であることの確認 ・書面による契約内容の確認	
スクールバス(学校、設置者所有) C			・指定された教職員 ・学校または設置者が手配した運転者	・道路運送車両法による以下の義務の履行 ➢ 自動車の使用者は、日常点検整備や定期点検整備などを行う必要 ➢ 定員11～29名以下のバスを2台以上、定員30名以上のバスを1台以上所有している場合は、整備管理者の選任が必要	・道路交通法による以下の義務の履行 ➢ 適切な運転免許の保有や過労運転等の禁止等 ➢ 定員11名以上の自動車を所有しているなどの場合、安全運転管理者を選任し、運行計画の作成、点呼による運転者の疲労等の確認、アルコール検知等の実施
自家用車(教職員、同窓会、保護者会等が所有・管理する車両) D	教育課程外の活動(部活動) 地域クラブ活動	学校教職員(管理職の承認) 地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ等	・教職員、保護者等の学校関係者 ・学校が手配した運転者 地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ、保護者、指導者等	・「安全管理チェックシート」参照 ・運転者は自らの責任で手配	
レンタカー E				・法令に基づく許可を受けた事業者であることの確認 ・学校が自ら借受人となってレンタカー事業者と契約 ・運転の可能性のある者の事前連絡を含む、貸渡約款の遵守 ・貸渡証の受領(契約内容の確認・運転時の携行)	・「安全管理チェックシート」参照 ・車両を貸し出す事業者に依頼して運転者を手配してもらうのは不可

※【A～E】は取りまとめ文書との対応関係

学校における防火防災に係る安全点検等の実施等について（通知）

（令和 8 年 6 月 26 日 付け 8 教参学第 9 号）

- 令和 8 年 6 月 19 日に東京都北区の小学校において校舎から出火し、複数の児童及び教職員が負傷する火災が発生。
- 今般の火災の原因等の詳細については、**現在、警察及び消防による調査等が進められているが、今般の火災を受け、各学校における防火防災に係る安全点検等の実施等**について、下記のとおり求めるもの。

1. 施設・設備の点検の徹底

- **以下の法定点検を遺漏なく確実に実施すること。**
 - ① **消防法に基づく消防用設備等の法定点検**（6 か月に 1 回の機器点検、1 年に 1 回の総合点検）
 - ② **建築基準法に基づく、国、都道府県、建築主事を置く市町村等が所有・管理する学校の敷地、構造等に係る定期的な法定点検**
 - ③ **学校保健安全法等に基づく、毎学期 1 回以上の定期的な安全点検、臨時及び日常の安全点検**
- 学校における安全点検の実施に当たっては、文部科学省が示している「学校における安全点検要領」等を参考に、防火用水、消火器、消火栓、防火シャッター、防火用扉などの作動性の確認や、避難器具の点検、適正な避難経路の確保等を含めた安全管理の取組等を実施すること。

2. 防火管理の徹底、避難訓練等の実施及び実効性の確保

- **消防法により作成することとされている消防計画に基づく日常的な防火管理、消火、通報及び避難の訓練の定期的実施、消防計画の内容の確認・見直しなどにより、平時からの火災予防を徹底すること。**
- **避難訓練の機会を活用し、教職員も含めて以下の点を確認・共有すること。**
 - ・ 自動火災報知設備作動時の初動対応方法
 - ・ 消火器や消火栓等の消火設備及び救助袋等の避難設備の設置場所や使用方法

3. 火災事故発生時の対応

- 「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」で示している、火災発生初期段階における具体的な対応フローに沿って、各学校の危機管理マニュアルの記載内容を点検し、事故発生時の対応手順の明確化などの必要な改訂を行うこと。
- 危機管理マニュアルに即した対応を確実に実施するため、教職員間における十分な共通認識を図ること。

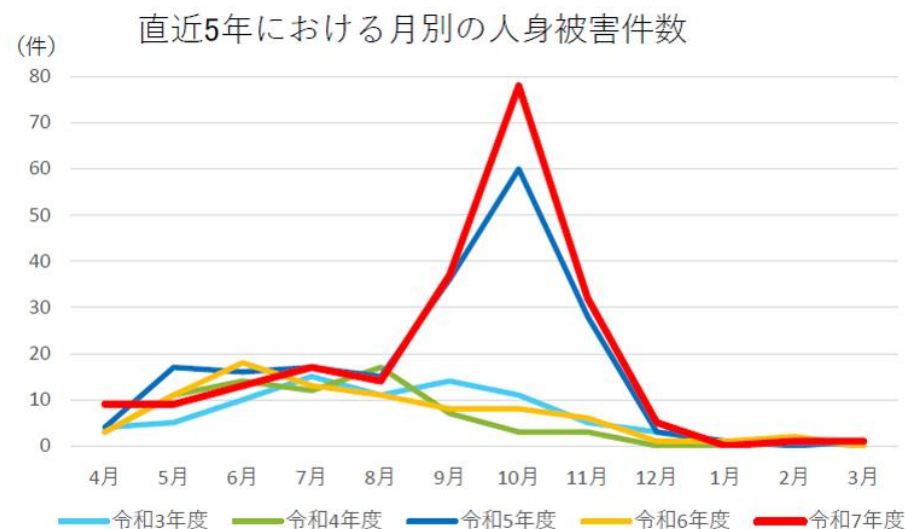
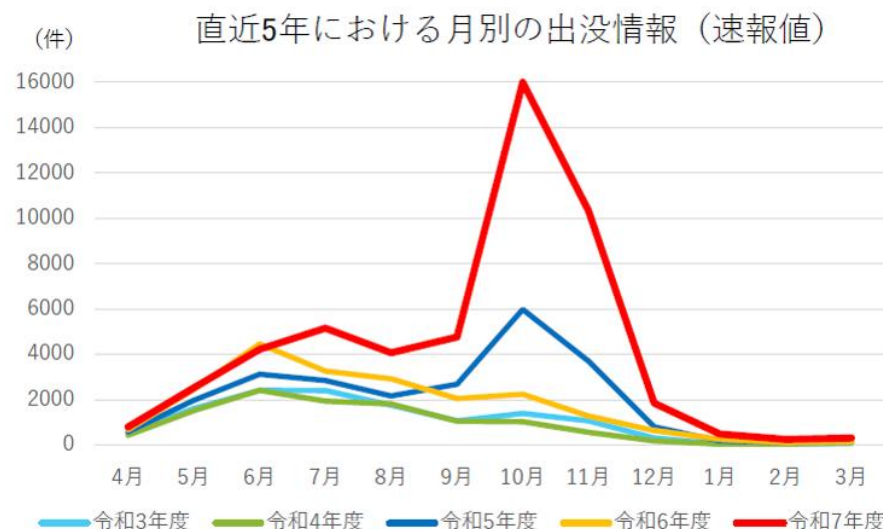
4. クマ被害防止



令和7年度のクマの出没や被害状況について

- 令和7年度は、出没情報件数、人身被害者数、死亡者数が過去最多となった。

	出没情報(速報値) (4月～3月)	人身被害件数 (4月～3月)	人身被害者数 (4月～3月)	死亡者数 (4月～3月)
令和7年度	50,776	216	238	13
令和6年度	20,513	82	85	3
令和5年度	24,348	198	219	6



※北海道は出没件数の公表は行っていないため、出没件数は北海道以外の都府県の合計。人身被害、死亡者数は全都道府県の合計。

出典元：令和8年5月19日（火）第4回クマ被害対策等に関する関係閣僚会議より、環境省作成資料「資料1 クマ被害の現状と対策について」から抜粋

児童生徒等のクマ被害防止対策について ※児童生徒向け動画、保護者向けリーフレット

○「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」において、子供たちの安全確保に必要な携帯品に対する経費の補助

○児童生徒向け動画

「クマにおそわれないための3つの約束（政府広報・文部科学省・環境省）」



内容

- ① クマの生息域の確認
- ② 通学時の注意点
(声や音で人の存在をアピール、音を出して歩く、友達と大きな声を出して歩く)
- ③ 万が一クマを見つけてしまった時の対処法
(ゆっくりと後ずさりをして逃げる、防御姿勢)

○保護者向けリーフレット

「保護者のみなさまへ クマ出没時の対策を家族で確認しましょう（文部科学省・環境省）」



内容

- ① クマの生態について
- ② クマの出没情報の確認
- ③ クマに出会わないために 子供たちと確認したいポイント
- ④ もしも、クマに出会ってしまったら… 落ち着いて行動するために
- ⑤ 学校・保護者・地域の皆さまへのお願い

その他

学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）（令和8年5月8日付け8教参学第1号）

校外活動等での船舶による運送利用時の安全確保の徹底について（令和8年6月30日付け事務連絡）
※令和8年7月9日12時 HP掲載予定

夏休み期間における河川等水難事故防止の普及啓発についての協力願い（依頼）（令和8年7月1日付け事務連絡）

⇒学校安全に関する各通知等については、以下のリンク先をご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1339094.htm

本有識者会議の検討事項等（案：たたき台）

令和 8 年 8 月現在

- 各学校が策定する危機管理マニュアル等に関して、記載事項の充実及び明確化を図るとともに、プロセスの明確化に向けた方策を検討することとしてはどうか。
- また、特に、文部科学省が作成する「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」について、以下の観点で検討を行うこととしてはどうか。
 - ・ 全ての校外活動時の事前の安全確認における留意点の明確化
 - ・ 旅客運送利用時の留意点（法令に基づく登録や保険加入の有無の確認等）の明確化
 - ・ 設置者（教育委員会や学校法人）による定期的なチェックや指導助言を行うなどのプロセスの明確化
 - ・ 学校危機管理マニュアル等に係る保護者等への情報共有 など
- 令和 8 年中を目途に結論を得るべく、作業チームを設け、検討を進める。

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン検討作業チームについて(案)

令和 8 年 8 月 日

学校安全の推進に関する有識者会議決定

1. 趣旨

昨今の一連の事故事案を踏まえ、文部科学省においては、学校における安全確保の徹底に向けた取組を進めてきたところである。今後、全ての児童生徒等の安全確保に係る取組の実効性を更に高める観点から、文部科学省が作成する「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」について、見直し及び拡充について専門的・実務的な検討を行うため、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン検討作業チーム（以下「作業チーム」という。）」を有識者会議の下に設置する。

2. 検討事項

作業チームは、以下について検討し、有識者会議に報告する。

- (1) 全ての校外活動時の事前の安全確認における留意点
- (2) 旅客運送利用時の留意点（法令に基づく登録や保険加入の有無の確認等）
- (3) 設置者（教育委員会や学校法人）による定期的なチェックや指導助言を行うなどのプロセス
- (4) 学校危機管理マニュアル等に係る保護者等への情報共有 など

3. 構成員

別紙のとおり

4. 実施期間

令和 8 年 8 月 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

5. その他

この作業チームに関する庶務は、総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室において行う。

(別紙)

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン検討作業チーム 委員名簿

首藤 由紀 株式会社 社会安全研究所 代表取締役所長

森本 晋也 岩手県立図書館 館長

吉門 直子 土佐市教育委員会 教育長

(オブザーバー)

渡邊 正樹 東京学芸大学 特任教授

(※50音順、敬称略)

本有識者会議の検討スケジュール（案）

令和 8 年 8 月 現在

